

# 男鹿マリーナ自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

## 1 委託業務の目的

電気事業法（昭和39年法律第170号）及び関係法令に基づき、男鹿マリーナに設置している自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するため、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

## 2 委託業務名

男鹿マリーナ自家用電気工作物保安管理業務委託

## 3 委託場所

- (1) 名称 男鹿マリーナ
- (2) 住所 男鹿市船川港船川字海岸通り1-20

## 4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 5 電気工作物の容量等

需要設備

- ① 設備容量：70kVA
- ② 受電電圧：6, 600V

## 6 委託業務内容

男鹿マリーナに設置している自家用電気工作物について、電気事業法第42条の規定により定めた保安規程に基づき、次の保安管理業務を実施するものとする。

### (1) 定期点検

- ① 月次点検  
月次点検は、隔月に1回実施するものとし、点検に伴う報告書（様式任意）について、契約書に記載された期限内に提出すること。
- ② 年次点検  
年次点検は、年1回実施するものとし、点検に伴う報告書（様式任意）については、点検終了後に速やかに提出すること。なお、停電を伴うことから、実施については、発注者と事前に協議すること。

### (2) 臨時点検

臨時点検は、事故等が発生した場合、又は必要に応じて実施する。

### (3) 点検項目

定期点検及び臨時点検の実施については、別紙点検項目表のとおりとする。

- (4) 不良箇所改修の指導及び助言
- (5) 事故等発生時の応急措置の指導及び事故原因調査、再発防止対策の指導・助言
- (6) 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続き指導
- (7) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 自家用電気工作物点検項目表

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
			隔月1回	1年1回	
受電設備	区分開閉器 引込線 電線及び支持物 ケーブル等	外観点検	○	○	必 要 の 都 度
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油の点検試験		必要な都度	
		内部点検		必要な都度	
	断路器 電力ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
		絶縁油の点検試験		必要な都度	
備電設備	変圧器	内部点検		必要な都度	都 度
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
		絶縁油の点検試験		必要な都度	
	配電盤 制御回路	内部点検		必要な都度	
		外観点検	○	○	
		電圧・電流測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	建物、室、キューピックルの外箱 接地装置	継電器動作試験		○	
		外観点検	○	○	
		外観点検	○	○	
配電設備		接地抵抗測定		○	
開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	

自家用電気工作物点検項目表

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
			隔月1回	1年1回	
電 氣 使 用 場 所 の 設 備	電動機	外観点検	○	○	必 要 の 都 度
		絶縁抵抗測定		○	
	電熱機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	照明装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	